

## 文書通信交通滞在費及び立法事務費に係る制度の見直し に関する意見書

令和3年10月31日投開票の衆議院議員総選挙の当選者に対して、文書通信交通滞在費（以下、「文通費」という。）が、11月1日に当選確定した議員も含め、投開票日である10月31日を基準日として、10月分の満額である100万円支給されたことを発端に、文通費及び立法事務費の用途について、社会通念上、理解に苦しむ「議員特権」ではないかとの声が国民から多く上がっています。

文通費については、過去に日割支給について提案があったもののまとまらず、国会法第38条並びに国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第9条の規定により、公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため、全ての国会議員に毎月100万円が支給されていますが、法律上、当該手当については、用途報告書の提出、領収書の添付、残金の返還等の規定がなく、国民が納めた税金で賄われているのにもかかわらず、その用途が不明瞭であり、国民の政治不信を大きくしています。

よって、文通費及び立法事務費の用途の透明性と公正性を担保し、納税者から納得される国会議員の活動の在り方とするため、次の措置を講じられるよう強く要望いたします。

- 1 文通費及び立法事務費の用途を明確化し、日割り支給とするとともに、本市議会の政務活動費と同様に、領収書及び活動内容が分かる書類を添付した収支報告書の提出並びに当該報告書のインターネット公開を義務付ける規定を設けること。
- 2 文通費及び立法事務費を政治団体等へ寄付する行為を禁止する規定を設けること。
- 3 文通費及び立法事務費の支出が支給額を下回り、残金が発生した場合は、返金することを義務付ける規定を設けること。

4 文通費及び立法事務費からの支出については、原則、電磁的記録による保存を行うようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年12月22日

尼崎市議会議長

関係大臣あて

中華人民共和国による人権侵害問題に対する情報収集・  
抗議等を求める意見書

令和2年10月、国連総会第3委員会で、我が国はじめ米英独仏など39か国が、中華人民共和国政府による香港と新疆ウイグル自治区での人権侵害に重大な懸念を表明する共同声明を発表し、チベットにおいても人権尊重と調査を要求するとともに、香港での事態の即時是正を求めています。

英国のドミニク・ラーブ前外相は、新疆ウイグル自治区でおぞましく、甚だしい人権侵害が起きていると指摘し、強制労働による製品の流通防止を打ち出しました。

オーストラリアのマリズ・ペイン外相も、調査すべきだと発言するなど、国際社会では大きな人権問題として認識されています。

世界のこのような状況があるにもかかわらず、日本政府の対応は、「人権状況について懸念をもって注視している」という趣旨の発言にとどまっており、到底容認できるものではありません。

よって、政府におかれては、中華人民共和国における人権侵害問題の情報収集を実施し、問題が確認された場合は厳重に抗議するとともに、米国・英国をはじめとする関係各国や国際機関と連携し、中華人民共和国における基本的人権の尊重及び法の支配が保障されるように働きかけ、それらについて何ら改善の見込みがない中にある場合は、北京冬季五輪・パラリンピックへの政府要人等の派遣については、関係各国と協調した対応をされるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年12月22日

尼崎市議会議長

関係大臣あて